

佐賀県生活困窮者家計改善支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下「法」という。）に基づき、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者や世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯の相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とし、佐賀県（以下「県」という。）が実施する生活困窮者家計改善支援事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、県とし、本事業における支援決定など県が行うべき事務を除き、事業の全部を団体への委託により実施するものとする。

2 本事業を委託により実施するにあたって、別途定める「佐賀県生活困窮者家計改善支援事業委託に係る企画コンペ実施要領」により事業提案の公募を行い、実施事業者を決定する。

(事業内容)

第3 本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに生活困窮者の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務相談窓口との連携等）

多重・過重債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や用途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

(2) 支援の流れ

家計改善支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や貸付機関、自治体の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計が見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は、原則1年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

エ 支援調整会議への参加

家計改善支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計改善支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、(1)による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に関する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関及び保護の実施機関との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(3) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う佐賀県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。

なお、これらの公的貸付制度は市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

(4) 職員の配置

本事業は、特にお金に関わる相談支援を行うことにより、相談者の生活に直結するだけでなく家族・友人関係等にも大きな影響を及ぼす可能性があることから、相応の倫理観に加えて、相談援助や家計、金融等に関する知識・技術等を有する家計改善支援員を配置すること。ただし、本事業の実施事業者が、別に定める佐賀県生活困窮者自立相談支援事業を併せて実施する場合は、その相談支援員と兼務させることができる。

(5) 実施地域

事業の実施地域は、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町とする。

(対象者)

第4 本事業の対象者は、法第3条第1項に規定する生活困窮者及び世帯の自立に向けて、家計に関する課題を抱える被保護世帯であって、県等が本事業による支援が必要であると認める者とする。

(事業の実施方法)

第5 本事業の実施に当たっては、原則として、次の要件を満たし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できると認められる法人格を有する民間団

体（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部（ただし、本事業における支援決定など県等が行うべき事務を除く。）を委託して実施する。ただし、法人格を有しない場合であっても、県が適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 佐賀県に事務所を有する法人等であること。
- (2) 佐賀県生活困窮者家計改善支援事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）で定めた人材を配置し、一体的・総合的な支援が展開できること。
- (3) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 2 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（実施上の留意事項）

第 6

- (1) 事業の実施にあたっては、厚生労働省が発出する「家計改善支援事業の手引き」を参照すること。
- (2) 関係機関と個人情報を共有する場合は、本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月27日から施行する。